

離 婚 届

婚姻関係を、将来に向かって解消させることが、『離婚』です。

『離婚』には、当事者の話しあいによる『協議離婚』と、裁判所が関与する『裁判離婚』があります。

協議離婚とは、裁判所は関与せず、夫婦の意思に基づく合意によって婚姻関係を解消し、証人2名がこれを証することです。届出が受理されることによって成立します。

裁判離婚とは、当事者間の協議で合意が成立しないため、家庭裁判所が関与する成立・確定のもとにする離婚です。その手続きの差異により調停離婚・審判離婚・和解離婚・認諾離婚・判決離婚の五つに分類されます。調停・和解・請求の認諾が成立したとき、または審判や判決が確定したときに離婚の効果が生じます。

根 拠 法 令	戸籍法第76条・第77条・第77条の2、民法第763条～第771条
届 出 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議離婚の場合は、届出した日が離婚成立日となります。 ・ 裁判離婚の場合の離婚日は、家庭裁判所で離婚が成立・確定した日になります。調停成立日、審判、判決、和解、請求の認諾の確定日から10日以内に届出をしてください。10日以内に申立人、訴を提起した者が届出しない場合は、10日を経過後に相手方からも届出することが可能となります。
届 出 地	本籍地、住所、所在地(居所や一時滞在地)
届 出 人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協議離婚の場合：当事者2名(夫妻)で証人は成年2名以上です。証人が2名いない場合は、受理はできません。 ※届書を市役所に持参するのは夫又は妻の一方、あるいは代理人でも可 ・ 裁判離婚の場合：申立人(調停が「相手方の申出により調停成立」となっている場合は相手方からも可能)、訴を提起した方。代理人でも可。 ※証人は不要です。 ・ 調停離婚：調停の申立人(相手方の申出により調停が成立した場合は相手方も届出することができます) ・ 審判離婚：審判の申立人 ・ 和解離婚：訴えの提起者(相手方の申出により和解が成立した場合は相手方も届出することができます) ・ 認諾離婚：訴えの提起者 ・ 判決離婚：訴えの提起者

<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届 書：離婚届記入例は下記をご覧ください ※戸籍全部事項証明書の添付は不要となりました。 ・ 印 鑑：夫と妻の印鑑(それぞれ別のもの) ※押印は任意です。押印する場合はお持ちください。 ・ 本人確認ができるもの。 協議離婚以外のときは、以下の書類が必要です。 ・ 調停離婚：調停調書の謄本 ・ 審判離婚：審判書の謄本及び確定証明書 ・ 判決離婚：判決書謄本及び確定証明書 ・ 認諾離婚：請求の認諾調書の謄本 ・ 和解離婚：和解調書の謄本
<p>そ の 他</p>	<p>「届書に共通する主な留意事項」は必ず確認してください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国籍の方と日本人の方の離婚の場合、日本で離婚するためには、上記必要書類に加えて、日本人の方の住民票（発行後1年以内のもの）も添付してください。ただし、春日部市に提出する場合、日本人配偶者の方の住所が市内にあるときは、住民票を添付する必要はありません。 ・ 未成年の子が夫妻の間にいる場合、離婚後に親権を行う者を記載する必要があります。父母双方の共同親権または父母どちらかの単独親権のいずれにもすることができますが、親権に関する協議が調わない場合には家庭裁判所に申立てが必要となります。 また、監護の分掌（離婚後の子育ての分担）、親子交流及び養育費の分担の取決めをしているか記載してください。 ・ 子の親権者を戸籍の筆頭者ではなかった者と定めても、それだけでは子は同一の戸籍（氏）にはなりません。 子を、筆頭者でなかった者と同一の氏（戸籍）にするためには、家庭裁判所の許可が必要です。 ・ 戸籍の筆頭者でなかった者が継続して婚姻中と同一の氏を称するためには、離婚届のほかに「離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2の届）」を提出してください。 この届出は離婚日から3か月以内に提出していただくこととなります（3か月を経過している場合は、家庭裁判所で氏の変更について許可が必要となります）。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・裁判離婚で、届出人ではない方が新戸籍を編製したい場合は申出書が必要になります。
関連の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚の際に称していた氏を称する届（離婚届のみを出すと、旧姓に戻ります。旧姓に戻らず現在の氏を使いつづけるとき） ・入籍届（お子さんの戸籍も移したいとき） ・養子離縁届
教示	離婚届の不受理処分がされたとき、戸籍法第122条により家庭裁判所に不服申立てができます。

離婚届記載上の留意事項

(1) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・氏名は、婚姻中の氏名を記入してください。 ・生年月日は、年号を略さずに記入してください。 ・住所は届出時点での住民登録（住民票）の住所を省略せずに記入してください。 ・離婚によって住所が自動的に異動することはありませんので、住所が変更になる方々は、住民登録についての異動届を提出する必要があります。 <p>※離婚届、転入届又は転居届を同時にする場合、同日なら新住所を記入します。</p>
(2) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・届出時点の夫妻の本籍及び筆頭者氏名を記載します。筆頭者は婚姻時に氏を改めていない方になります（夫の氏で婚姻しているなら夫が筆頭者）。外国籍の方は「夫（妻）の国籍 フィリピン共和国」のように国籍を記載してください。 ・「父母の氏名」欄は父母が婚姻中（死別も含む）であれば、父の欄は父の氏名、母の欄は母の名のみを記載します。 <p>届出時点で父母が婚姻中ではない、死別後に姻族関係終了届もしくは復氏届をしている場合は、父・母ともに氏名を記載してください。</p> <p>ただし、父母の一方もしくは双方が外国籍の方々の場合は、婚姻中であるかを問わず氏名で記載してください。</p> <p>※養父母は、その他欄に「夫の養父 ○○」のように記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・続き柄は、「長男」「長女」といった父母との続き柄を記載します。長男であれば「長」と記載します。 <p>「じなん」や「じじょ」の場合は「二男」「二女」と記載します。</p>
(3)・(4) 欄	<ul style="list-style-type: none"> ・「離婚の種別」は、当事者間で離婚する旨を決定し、証人2名以上を立てて行う届出が「協議離婚」です。 <p>これ以外の種別はすべて家庭裁判所で成立・確定したものです。</p>

<p>(3)・(4) 欄</p>	<p>該当するものにチェックを行い、裁判所が発行したそれぞれの調書に記載されている成立日、あるいは確定証明書に記載されている確定日を元号を用いて記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「婚姻前の氏にもどる者の本籍」は、筆頭者ではない方が、離婚により戸籍がどうなるかを記載します。 そのままの氏名（苗字）を使うときには、必ず「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要となります。これを届け出ないときは、婚姻前の氏名（旧姓）に戻ります。 ・「もとの戸籍にもどる」とは、婚姻届出直前の戸籍にもどる、ことを意味します。（ただし、婚姻中に養子縁組をされている場合で、かつ縁組継続中であれば、養父母の戸籍が、もどる戸籍となります。） ・「新しい戸籍をつくる」は、婚姻前の氏にもどる者が届出人の場合（協議離婚では必ず夫・妻ともに届出人ですが、裁判離婚の場合は訴を提起した方になります）に、任意に届出人の意思で新しい戸籍をつくることとなります。つまり訴を提起した方が夫の場合で、氏をもどすのが妻であるときは、「新しい戸籍をつくる」は選ぶことができません。但し、相手方が新戸籍をつくる旨の申出書（離婚届のその他欄でもよい）を記載しており、それを添付した（その他欄に記載していただいた）うえで届出する場合には、選ぶことができます。 ・「婚姻前の氏にもどる者」が「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法第77条の2の届）」を同時に提出する場合は、「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は空欄のままとし、「その他」欄に「同日戸籍法第77条の2の届出」と記載してください。（離婚の種別はいずれの場合も必ず記載してください。）
<p>(5) 欄</p>	<p>未成年の子が夫妻の間にいる場合、離婚後に親権を行う者を記載する必要があります。</p> <p>父母双方の共同親権または父母どちらかの単独親権のいずれにもすることができますので該当する欄に子の氏名を記載してください。</p> <p>なお、親権に関する協議が調わず家庭裁判所に申立てをしている場合には「親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子」の欄に、子の氏名を記載してください。</p> <p>また、「離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。」の口に、必ず夫妻がそれぞれしるし <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください。</p>

(5) 欄	<p>未成年者の戸籍が、当該夫妻とは別の戸籍にあるときは、「その他」欄に子の本籍、筆頭者氏名も記載していただくようお願いします。</p> <p>なお、子を離婚後の母（または父）の新しい戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の許可が必要になります。</p> <p>子の氏を父または母の氏に変更する旨の許可審判を得た後、その審判書の謄本を添えて、入籍届を出してください。</p>
(6) (7) (8) 欄	<p>「同居の期間」は必ず記載してください。元号を用いた年月で記載していただくこととなります。「別居する前の住所」も記載してください。</p> <p>ただし、離婚届出時点で、同居中である場合は「その他」欄に、「現在同居中であるため(7) (8) 欄は空欄である。」旨を記載してください。</p>
(9) 欄	<p>この欄は戸籍に記載される内容ではありませんが、届書には記載していただく必要のある欄です。必ず該当する番号の□にレ点チェックをしてください。</p>
届出人欄	<ul style="list-style-type: none"> ・届出人の署名、押印（任意）は、届出時点の氏名でしてください（夫も妻も同じ氏です。離婚届を提出して初めて氏が変わるので、変更後の氏ではありません）。 ・届出人は「夫」「妻」両方ですが、家庭裁判所で成立・確定した離婚の場合は、申立人・訴を提起した方からの届出になりますので、相手方の署名・押印は不要です。
証人欄	<ul style="list-style-type: none"> ・協議離婚の場合は、証人の署名、押印（任意）、生年月日、住所、本籍のすべてを記載してください。 ・証人は成年に達している方でないことができません。 ※証人が2名いない場合は受理できません。 ・家庭裁判所で成立または確定した離婚については証人は不要です。
<p>監護の分掌（離婚後の子育ての分担）、親子交流及び養育費の分担の取決め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あてはまる項目の□に必ずしるし☑をつけてください。 ・養育費の分担について、経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）とは、例えば、大学を卒業するまで養育費が必要となる子等が該当します。 	

記入例（左側）

離婚届

令和8年4月1日届出

※実際の届出日を記入してください

埼玉県春日部市長 殿

受理 第	令和	年	月	日			
号							
第	年	月	日				
号							
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知	

(1)	氏名	夫 カスカベ タロウ 春日部 太郎	妻 カスカベ ハナコ 春日部 花子		
	生年月日	昭和63年3月20日	平成3年3月20日		
(2)	住所 <small>(住民登録をしているところ)</small>	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1 ショウワハイツ102	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1 ショウワハイツ102		
	本籍 <small>(外国人のときは国籍だけを書いてください)</small>	埼玉県春日部市金崎839番地1			
(3)	父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 <small>(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に書いてください)</small>	夫の父 春日部 一郎	続き柄 長男	妻の父 庄和 三郎	続き柄 二女
		母 春日部 京子		母 庄和 彩子	
(4)	離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日成立	
		<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日認諾	
(5)	未成年の子の氏名	父(夫)が親権を行う子 春日部 二郎 春日部 三郎	※右側に注意書きの記載あり → 筆頭者の氏名 庄和 花子		
		母(妻)が親権を行う子 春日部 四郎 春日部 庄子			
		親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子			
	(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが☑のようにしるしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		

未成年の子がいる場合は必ず記入してください

記入の注意

必ず☑を記入してください

鉛筆や消えやすいインキで書か筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

- 1 台湾
 - 2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
- そのほかに必要なもの
- 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

事件簿番号

記入例（右側）

(6)	同居の期間		平成30年10月 から 令和8年3月 まで	
(7)	別居する前の住所		番地 番号	
(8)	別居する前の世帯のおもな仕事と		<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
(9)	夫妻の職業		夫の職業	妻の職業
(10)	その他	必ず本人が直筆で署名してください ※婚姻中の氏名で記入してください		
	届出人署名 （※押印は任意）	夫 春日部 太郎 印	妻 春日部 花子 印	

**協議離婚の場合は必ず
2人の証人が必要です**

証人	（協議離婚のときだけ必要です）	
署名 （※押印は任意）	春日部 武男 印	Kasukabe Takesato 印
生年月日	昭和15年12月20日	西暦1950年5月29日
住所	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1 ショウワハイツ102	埼玉県春日部市金崎839番地1 カスカベハイツ101
本籍	埼玉県春日部市中央7丁目 2番地1	アメリカ合衆国

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。
 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。
 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

左側より

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。	必ず○を記入してください
離婚後の子育ての分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取り決めをしている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	
親子交流について <input type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input checked="" type="checkbox"/> まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手帳などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について <input checked="" type="checkbox"/> 取決めをしている。 <input type="checkbox"/> まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。	

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。

🔍 法務省 離婚

🔍 法務省パンフレット

🔍 法務省の解説動画

日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替を
 【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374【

連絡先の電話番号は必ず夫妻両方を記入してください

※持参するもの
 ・ハンコ（任意）
 ・本人確認ができるもの
 ※離婚後、配偶者が婚姻中の氏を使用される場合は、
 婚氏続称届（戸籍法第77条の2）が別に必要です。
 ※証人欄については、18歳以上の2人の方の署名が必要です。
 なお、調停離婚の場合は、裁判所の調停調書を添付してください。
 ※協議離婚の場合は、親子交流や養育費について協議がされているかを
 確認させていただきます。

連絡先	夫	048(736)1111
	妻	048(746)1111